米原市国民健康保険運営協議会委員公募要領

（趣旨）

第１条　この要領は、市における国民健康保険の運営に関する事項について市長の諮問に対する意見具申ならびにこれらに必要な研究調査を行う機関として、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 11 条第２項の規定により設置される米原市国民健康保険運営協議会委員（以下「委員」という。）を公募するため、米原市付属機関等の設置および運営に関する基本方針（平成 24 年訓令第３号）に定めることの他、必要な事項を定めるものとする。

（募集人員）

第２条　公募による委員は、２人とする。

（任期）

第３条　委員の任期は、任期開始の日から３年とする。

（応募資格）

第４条　委員の応募の資格は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）応募時に住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により、本市の住民基本台帳に記録されており、かつ引き続き１年以上本市に居住し、本市の国民健康保険に１年以上加入する被保険者であること。

（２）委員の任期開始時において年齢が満 18 歳以上であり、任期満了時において満 74 歳以下であること。

（３）応募時において納期到来の市税および国民健康保険税を完納していること。

（４）米原市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 36 号）に規定する暴力団員でないこと。

（５）平日に開催される協議会（年間３回程度開催）に出席可能であること。

（６）出席または議事進行に関し介助が必要な方にあっては、自らその用意が出来ること。

（公募期間）

第５条　委員の公募期間は、前任者の任期満了前に市長が別に定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員については、この限りでない。

（応募方法）

第６条　委員に応募する者（以下「応募者」という。）は、米原市国民健康保険運営協議会委員公募委員申込書（別記様式１）を市長へ提出するものとする。

２　市長は、応募者に対し選任後に氏名および性別が公表される旨を周知するものとする。

（申込書の配布場所）

第７条　前条に規定する申込書は、市長が別に定める場所において配布するものとする。

（申込書の提出等）

第８条　応募者は、申込書の提出にあたり市民部市民保険課へ持参、または郵送、ＦＡＸもしくはメールのいずれかの方法により送付するものとする。この場合において、市長は、公募期間の終了日までに届いたものについて受付を行うものとする。

（選考）

第９条　市長は、前条の申込みの受付後、書類審査により公募委員の選考を行うものとする。

２　前項の選考は、次の各号に掲げる選考委員により組織する選考委員会において米原市国民健康保険運営協議会委員公募委員選考採点表（別記様式２）により選考し、審査する。

（１）　市民部長

（２）　くらし支援部長

（３）　市民部市民保険課長

（４）　くらし支援部健康づくり課長

３　前項の選考委員会による審査後、その者を委員に選任しようとするときは、米原市付属機関等の設置および運営に関する基本方針（平成 24 年訓令第 3 号）に規定する選任基準に適合するか否かを協議するものとする。

（公募によらない選出）

第 10 条　選出した委員数が募集人員に満たない場合には、その満たない人数の委員を公募によらないで選出できるものとする。

（庶務）

第 11 条　委員の公募に係る庶務は、市民部市民保険課において処理する。

付　則

この要領は、令和７年５月 19 日から施行する。

別記様式１（第６条関係）

令和７年　月　　日

米原市国民健康保険運営協議会委員公募委員申込書

米原市長　　様

米原市国民健康保険運営協議会委員の公募委員に応募したいので、以下のとおり申し込みます。

<table>
<tr><td>ふりがな
氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>年　　齢</td><td>歳（令和７年８月１日現在）</td><td>性　別</td><td>男　・　女</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3">〒　　－

電話（　　－　　－　　）</td></tr>
<tr><td>職　　業</td><td colspan="3">（勤務先・学校名もあわせて記入してください）</td></tr>
<tr><td colspan="2">応募の動機
（今回応募した理由、委員としてやりたいこと等を記入してください。）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">意　　見
（国民健康保険事業運営にあたっての意見・考え方を記入してください。）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他特記事項
（参考となる職歴、公職歴、資格等があれば、記載してください。）</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）１　委員選任後、その者の氏名および性別に関して公表します。

２　記載いただいた個人情報は、委員の選考のため利用し、その業務以外には使用しません。

別記様式２（第９条関係）

米原市国民健康保険運営協議会委員　公募委員選考採点表

・選考日　　令和７年　月　日（　）

・候補者名　　（　　）　　審査委員　氏名

選　定　基　準	審　査　項　目	配　点　（点）	採　点（点）
（１）応募の動機等	①応募した動機 ②委員としての役割が明確であるか	10	
（２）国民健康保険事業を進めるにあたっての意見や考え方	①滋賀県国民健康保険運営方針（第３期）等に沿っているか ②将来を見据えた意見や考え方か	10	
（３）経歴および職歴	①国民健康保険の適正な運営に向けて必要な経験等があるか。	10	
（４）その他、委員の選定に関して適正であると判断できること	①上記の項目以外に委員として適正と判断できる材料 具体的な内容（　　）	10	
合計		40	

【採点判断基準】　※５段階評価とします。

区分	優	良	可	不可
採点（10 点満点）	10 点	８点	５点	２点